

桜さく成長応援ガイド作成業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

桜さく成長応援ガイド作成業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託内容

桜さく成長応援ガイド作成業務委託仕様書による。

3 契約上限額

3, 799, 000円以内（消費税及び地方消費税額含む。）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。

※ ガイド作成料のほか、情報収集にかかる費用、打合せ費用、学校等への発送等すべての経費を含みます。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後となります。

4 委託期間

令和4年4月1日（金）から令和4年7月29日（金）まで

5 業務の処理

(1) 委託業者は、業務の内容及び範囲について、県（発注者）と十分打ち合わせを行い業務の目的を達すること。

(2) 委託業者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。

(3) 委託業者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

6 参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件業務の企画提案書提出の日までに、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者であること。

(3) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者

であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。

7 企画提案競技実施の公示方法 県庁ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 実施公告 | 令和4年2月18日（金） |
| (2) 質問票受付期限 | 令和4年2月25日（金） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和4年3月11日（金） |
| (4) 書面審査 | 令和4年3月14～16日 |
| (4) 審査結果通知 | 令和4年3月下旬 ※予定 |

9 企画提案競技の方法

(1) 質問票（別紙1）の提出

ア 提出期限：令和4年2月25日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先：本要領「9 問い合わせ及び書類提出先」宛

ウ 提出方法：質問票に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

エ 回答：回答は、原則として、質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。
また、必要があれば、参加申込者の全員に電子メールで送付することとする。

(2) 企画書等の提出

ア 各者の提案は、1者1案とする。

イ 以下の内容を記載し、A4判にまとめること。

（記載項目）

(ア) 企画提案競技参加者の概要

- ① 氏名又は名称
- ② 所在地
- ③ 代表者名
- ④ 担当者職氏名
- ⑤ 担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）
- ⑥ 類似業務（デザインを含む冊子作成）の履行実績（直近2年以内）

(イ) 提案内容

- ① 巻頭及び巻末の漫画のデザイン（内容については特に指定はない）
- ② ページ数
- ③ 内容の説明を分かりやすくまとめていること、工夫している点等
- ④ 誌面構成（デザイン、見やすさ、カット割等）
- ⑤ 発行部数（70,000部とする）
- ⑥ 業務進行スケジュール

(ウ) 見本

紙質や綴じ方が確認できる見本（内容は問わない。）

(エ) 見積書（様式指定なし。）

製版費、印刷費、発送費等、項目毎に見積ること。

ウ 提出部数 8部（A4判）

正本1部、副本7部

※ 上記(ウ)の見本及び上記(エ)の見積書については、正本1部のみの提出で結構です。

エ 提出期限・提出先・提出方法

- (ア) 提出期限：令和4年3月11日（金）午後5時まで（必着）
- (イ) 提出先：本要領「9 問い合わせ及び書類提出先」宛
- (ウ) 提出方法：持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和4年3月11日（金）午後5時必着とする。）

(4) 誓約書（別紙2）の提出

暴力団及び暴力団員等と関与がなく、事業受託にあたり関与しないことを誓約すること。なお、提出期限・提出先・提出方法については、上記(3)エと同様とする。

(5) 審査方法・基準

書類審査による企画提案競技方式（ただし、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）とし、以下の審査基準により、提出された企画提案書及び見積書を審査し、最優秀提案を1件選定する。参加者が1者の場合、

審査の結果総合計点120点以上（30点×4名）であれば、委託業者として決定する。

なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

【審査基準】50点満点とする。

- ・中高生及び保護者が興味を持ちやすいデザインとなっているか。
(10点)
- ・中高生及び保護者にとってわかりやすい記載内容となっているか。
(10点)
- ・適切な発行部数や誌面の構成となっているか。
(10点)
- ・作成にあたって、適切なスケジュールが組まれているか。
(10点)
- ・内容、デザイン、企画、部数等の見積金額は適切か。
(5点)
- ・直近2年以内に類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか。
(5点)

(6) 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず文書にて通知する。

(7) 契約の締結等

ア 上記(5)の審査基準により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が二件以上の提案をしたとき

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき

オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき

カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(9) 著作権

ア 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。

イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(10) その他

ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

11 契約結果の公表

契約締結後、速やかに、次の事項について発注機関において閲覧に供するものとする。

(1) 契約案件名

(2) 契約の相手となった者の名称

(3) 得点（満点）

(4) 参加者数

12 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部 福祉保健課

保護担当 今村

電話 0985-26-7075

ファクシミリ 0985-26-7326

電子メール fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp